酒田市長 丸山 至様

酒田市監查委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

#### 定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いします。

記

## 1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
市民部 定期航路事業所	11月30日	12月24日~ 1月21日	1月17日

## 2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

## 4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべ

き事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭 で留意または改善を促した。

# 市民部 定期航路事業所

## 注意事項

## ○契約の履行確認が不十分なもの

酒田市定期航路事業所・とびしま(船舶)警備業務委託

業務委託契約書等で、以下のとおり月ごとの業務完了報告書の提出を求めているが、提出がされておらず、履行の確認をしないまま委託料の支払を行っている。

#### 【業務委託契約書第2条】

受託者は、月毎の委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない。

#### 【仕様書】

#### 委託料の支払

委託料は月払いとし、毎月の警備業務完了報告書を提出後に請求するものとし、委託者は 請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする

契約書等に定められた履行確認を適切に行うこと。